

厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

報告事項件名	頁
1 「足立区地域保健福祉計画」策定に係るアンケートの実施結果（速報値）及び地域懇談会の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 国の雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 足立区障がい者福祉手当の一部未支給について・・・・・・・・	7
4 令和5年度足立区一般介護予防教室管理運営業務委託事業者評価委員会の評価結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5 足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6 足立福祉事務所滞納対策アクションプラン（R3～R5）の取組み報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	15

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

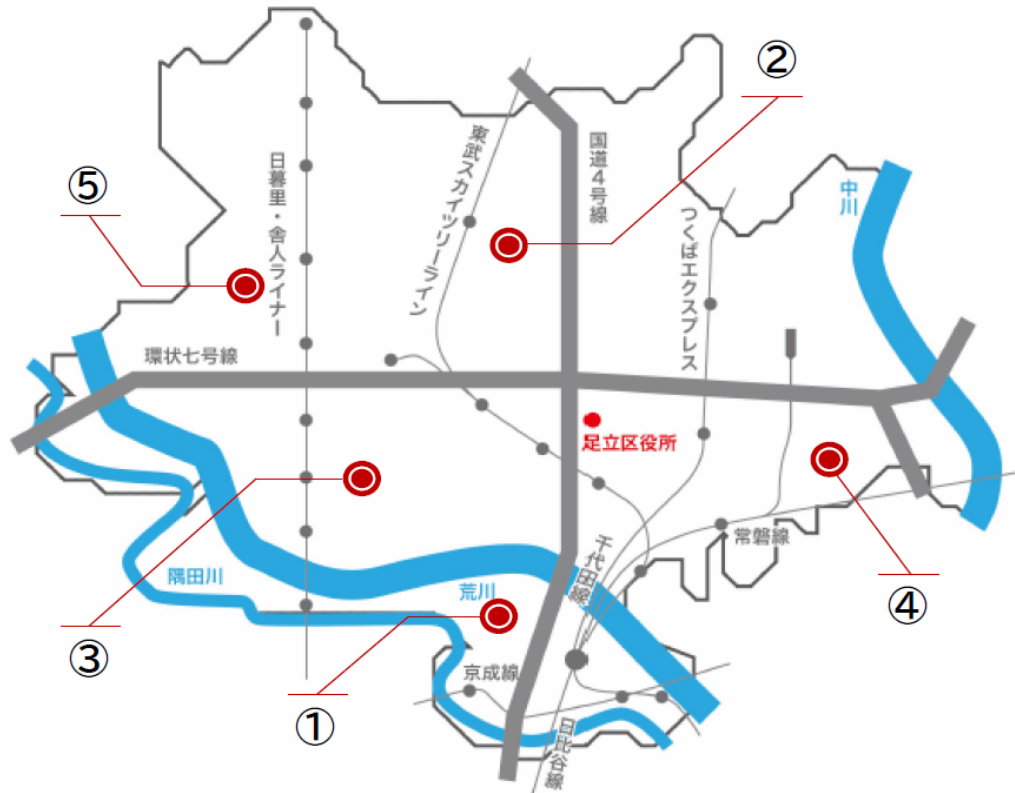
件名	「足立区地域保健福祉計画」策定に係るアンケートの実施結果（速報値）及び地域懇談会の実施について																		
所管部課名	福祉部 福祉管理課																		
内容	<p>令和5年度末を目途に進めている「足立区地域保健福祉計画」に係るアンケートの実施結果及び地域懇談会の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地域福祉に係るアンケート実施結果（速報値） 複雑化する課題や、高齢・障がい等の各分野の狭間で見過ごされがちな支援ニーズを把握するため、アンケートを実施した。</p> <p>(1) 回答数 1, 812件</p> <p>(2) 実施結果（速報値） 実施時期・対象等の詳細は別添資料のとおり</p> <p>2 地域懇談会の実施 地域福祉に携わる方々を中心に福祉に関する課題や認識を共有し、足立区に根差した計画とするため、地域懇談会を開催する。</p> <p>(1) 実施規模 区内5か所で各1回実施（各回内容は共通）</p> <p>(2) 参加想定数 各回30名程度（先着順）</p> <p>(3) 参加対象 地域福祉に携わる方・一般区民の方</p> <p>(4) 参加者募集 ア あだち広報8月10日号・区ホームページに掲載 イ 町会・自治会や民生・児童委員等に通知</p> <p>(5) 懇談会概要（1時間45分を想定）</p> <table border="1" data-bbox="456 1639 1370 2087"> <thead> <tr> <th></th> <th>懇談会内容（抜粋）</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>導入：地域福祉とは 計画策定の趣旨説明</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地域福祉に係るアンケート結果速報の説明</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>グループワーク形式での討議</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>グループでの討議内容を発表</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>全体質疑応答・意見交換</td> <td>10分</td> </tr> </tbody> </table>		懇談会内容（抜粋）	所要時間	1	導入：地域福祉とは 計画策定の趣旨説明	5分	2	地域福祉に係るアンケート結果速報の説明	10分	3	グループワーク形式での討議	45分	4	グループでの討議内容を発表	20分	5	全体質疑応答・意見交換	10分
	懇談会内容（抜粋）	所要時間																	
1	導入：地域福祉とは 計画策定の趣旨説明	5分																	
2	地域福祉に係るアンケート結果速報の説明	10分																	
3	グループワーク形式での討議	45分																	
4	グループでの討議内容を発表	20分																	
5	全体質疑応答・意見交換	10分																	

(6) 実施日時及び場所詳細

多様な分野の方にご参加いただけるよう、開催日時を工夫して実施する。

ア 平日の夜間時間帯 : 3回 (午後 7時～ 8時45分)

イ 土曜・日曜の日中時間帯 : 2回 (午前10時～11時45分)



※ 開催日時順

場所		日時
①	千住柳町住区センター	令和5年8月29日(火曜) 午後 7時～ 8時45分
②	竹の塚障がい福祉館	令和5年8月31日(木曜) 午後 7時～ 8時45分
③	興本地域学習センター	令和5年9月 5日(火曜) 午後 7時～ 8時45分
④	東和住区センター	令和5年9月 9日(土曜) 午前10時～11時45分
⑤	鹿浜地域学習センター	令和5年9月10日(日曜) 午前10時～11時45分

3 策定へのスケジュール

策定に向けて、以下のスケジュールで進めていく。

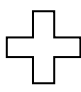
年	月	内容
令和5年	4	アンケート準備
	5	アンケート実施 5/19（金）～6/23（金） 基本理念・計画構成の検討
	6	第3回 地域保健福祉計画策定部会
	7	計画素案作成
	8	アンケート集計・分析 地域懇談会の実施（5地域×各1回）
	9	第4回・第5回 地域保健福祉計画策定部会
	10	計画素案作成 第6回 地域保健福祉計画策定部会
	11	計画素案完成 パブリックコメント実施（1か月）
12	第7回 地域保健福祉計画策定部会	
令和6年	1	計画案最終調整 第8回 地域保健福祉計画策定部会
	2	
	3	計画策定（足立区地域保健福祉推進協議会で報告）

4 今後の方針

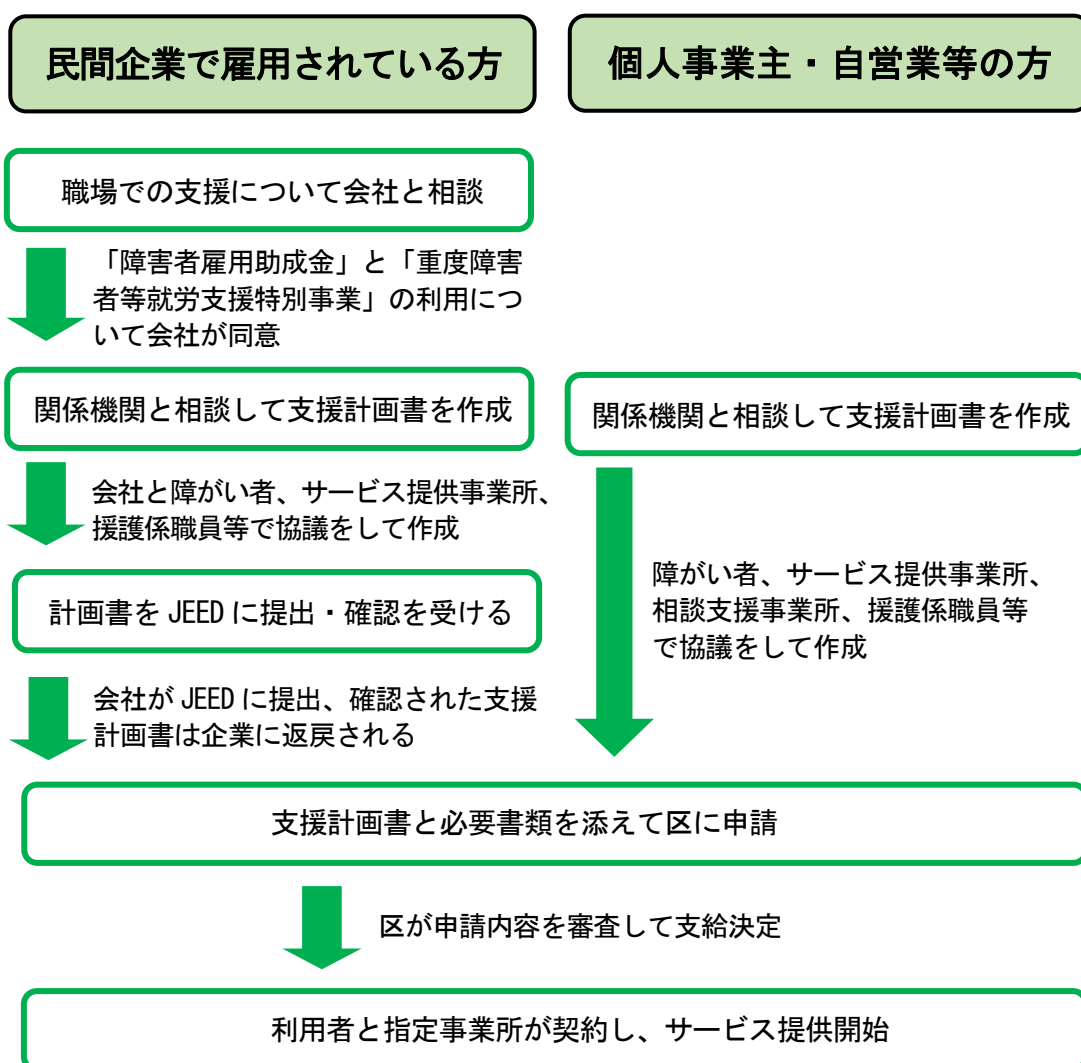
- (1) アンケートや地域懇談会、パブリックコメントの実施により、多くの方の意見を伺いながら、足立区の地域課題に即した計画となるよう策定を進めていく。
- (2) 計画策定は、地域保健福祉計画策定部会（足立区地域保健福祉推進協議会の専門部会）及び庁内作業部会での議論・検討を中心に進めていく。
- (3) アンケートのクロス集計結果及び地域懇談会の実施結果は、まとめ次第別途報告する。

厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

件名	国の雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業の実施について
所管部課	福祉部 障がい福祉課・障がい援護担当課
内容	<p>現行の障害福祉サービスにおいて、「経済活動」を理由に利用が認められていない通勤や職場等にかかる支援について、就労支援の一環として、国の雇用施策との連携による「重度障がい者等就労支援特別事業」を、以下の内容で実施することとしたので報告する。</p> <p>1 目的 民間企業で雇用されている障がい者及び自営業等に従事する障がい者に対し、通勤支援や職場における支援を行うことにより、重度障がい者等の雇用の促進及び就労機会の拡大を図る。</p> <p>2 対象者 民間企業等に就労する障がい者で、①重度訪問介護、②同行援護または③行動援護を利用している者。ただし、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務で雇用されている者は除く。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 民間企業で雇用されている方</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>JEED：障害者雇用助成金*で対応</p> <p>支給対象となる措置</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通勤支援（年3か月まで） ② 文書の朗読や作成 ③ 機器の操作や入力作業 ④ 業務上の外出や付き添い等 </div> <div style="text-align: center; width: 10%;">  セットで 実施 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%; background-color: #fff9c4;"> <p>区：地域生活支援事業で対応</p> <p>助成金支給範囲外の措置</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年3か月を超える通勤支援 ② 喀痰吸引 ③ 姿勢の調整 ④ 安全確保のための見守り等 <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; width: fit-content; float: right;">自己負担</div> </div> </div> <p><small>*JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）＝高齢者や障害者の雇用を支援する業務等を行う厚生労働省所管の独立行政法人</small></p> </div> <p>(2) 自営業者等（当該自営等に従事することにより所得の向上が認められる者等）</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p>区：地域生活支援事業で対応</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通勤支援 ② 文書の朗読や作成 ③ 機器の操作や入力作業 ④ 喀痰吸引 ⑤ 姿勢の調整等 ⑥ 安全確保のための見守り等 <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; width: fit-content; float: right;">自己負担</div> </div> </div>

4 申請の流れ



5 利用者負担

- (1) 利用者負担は1割（負担上限月額あり）
- (2) 給付費は指定障害者福祉サービス事業者が区に代理請求または利用者へ償還払い
- (3) 通勤支援にかかる同行介助者の交通費は利用者負担

6 事業開始日

令和5年9月1日

7 周知方法

- (1) 対象者および指定障害福祉サービス事業者へ通知
- (2) 関係団体へ説明会を実施
- (3) 区ホームページ掲載

厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

件名	足立区障がい者福祉手当の一部未支給について												
所管部課名	福祉部障がい福祉課												
内容	<p>足立区障がい者福祉手当条例（以下、「条例」とする）に基づき、一定の要件（【参考】参照）を満たす障がい者に支給している足立区障がい者福祉手当（以下、「福祉手当」とする）について、身体障害者手帳（以下、「手帳」とする）の等級変更時に手当額を変更しなかったことにより、11名分の一部福祉手当合計3,323,500円が未支給であることが判明したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経過</p> <table border="1" data-bbox="395 813 1350 1787"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>経過の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年 6月下旬ごろ</td> <td>①職員が統計処理中に、手帳の等級と支給月額に相違がある受給者データを発見。</td> </tr> <tr> <td>6月27日(火)</td> <td>①受給者全員のデータを確認した結果、手帳1・2級であるにもかかわらず、3級の手当額が支給されている受給者が15名いることが判明。</td> </tr> <tr> <td>7月26日(水)</td> <td>①15名について確認したところ、全員の手帳が3級から1・2級に等級変更されていた。 ②所得超過で支給停止中の4名を除いた11名に一部未支給があることが確認された。 ③等級変更の際は、受給者から等級変更の届出をもらうことになっていたが、11名全員に対し、制度の誤認識や失念により、職員が説明をしなかった。そのため、受給者から届出がされず、手当額を4,000円から15,500円に変更していなかったことが判明。</td> </tr> <tr> <td>7月28日(金) ～ 8月1日(火)</td> <td>①未支給がある対象者に対して、謝罪と本事案の経緯及び追加で支給する旨を電話または訪問による対面で説明した。 ②また、文書による通知も、8月3日(木)に発送。</td> </tr> <tr> <td>7月31日(月)</td> <td>プレスリリース</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一部未支給額等</p> <p>(1) 対象人数 11名</p> <p>(2) 対象期間 2カ月～54カ月 (最長のものは平成30年10月から)</p> <p>(3) 未支給額 合計3,323,500円 (最少未支給額23,000円、最大未支給額621,000円)</p> <p>※ 時効(5年間)が成立し、支給できない案件はない</p>	時期	経過の内容	令和5年 6月下旬ごろ	①職員が統計処理中に、手帳の等級と支給月額に相違がある受給者データを発見。	6月27日(火)	①受給者全員のデータを確認した結果、手帳1・2級であるにもかかわらず、3級の手当額が支給されている受給者が15名いることが判明。	7月26日(水)	①15名について確認したところ、全員の手帳が3級から1・2級に等級変更されていた。 ②所得超過で支給停止中の4名を除いた11名に一部未支給があることが確認された。 ③等級変更の際は、受給者から等級変更の届出をもらうことになっていたが、11名全員に対し、制度の誤認識や失念により、職員が説明をしなかった。そのため、受給者から届出がされず、手当額を4,000円から15,500円に変更していなかったことが判明。	7月28日(金) ～ 8月1日(火)	①未支給がある対象者に対して、謝罪と本事案の経緯及び追加で支給する旨を電話または訪問による対面で説明した。 ②また、文書による通知も、8月3日(木)に発送。	7月31日(月)	プレスリリース
時期	経過の内容												
令和5年 6月下旬ごろ	①職員が統計処理中に、手帳の等級と支給月額に相違がある受給者データを発見。												
6月27日(火)	①受給者全員のデータを確認した結果、手帳1・2級であるにもかかわらず、3級の手当額が支給されている受給者が15名いることが判明。												
7月26日(水)	①15名について確認したところ、全員の手帳が3級から1・2級に等級変更されていた。 ②所得超過で支給停止中の4名を除いた11名に一部未支給があることが確認された。 ③等級変更の際は、受給者から等級変更の届出をもらうことになっていたが、11名全員に対し、制度の誤認識や失念により、職員が説明をしなかった。そのため、受給者から届出がされず、手当額を4,000円から15,500円に変更していなかったことが判明。												
7月28日(金) ～ 8月1日(火)	①未支給がある対象者に対して、謝罪と本事案の経緯及び追加で支給する旨を電話または訪問による対面で説明した。 ②また、文書による通知も、8月3日(木)に発送。												
7月31日(月)	プレスリリース												

3 原因

対象者に等級変更後の新しい手帳を手渡しで交付した際、手当額の変更について案内していなかった。

4 再発防止策

(1) 今後、障がい等級と手当額の相違の有無について、年3回の支払いの前に障がい給付係が確認する。

※ 福祉手当は以下のとおり、4か月ごと年3回支給している

(2) 等級変更に伴う事務処理方法を、対象者からの届出ではなく、システム抽出したうえでの職権処理に見直し、マニュアルに反映して確実に引き継いでいく。

5 今後の対応

(1) 未支給分については、8月15日(火)に追加支給する。

(2) ほかに追加支給が生じる事例がないか調査中。

【参考】福祉手当について

対象者	区内に生活の本拠となる住居を有する20歳以上 65歳未満で以下に該当する方 ① 身体障害者手帳1～3級 ② 愛の手帳1～4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症
金額	月額 15,500円(身体障害者手帳1・2級、 愛の手帳1～3度、 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症) 月額 4,000円(身体障害者手帳3級、 愛の手帳4度、 精神障害者保健福祉手帳1級)
支給 制限等	① 難病患者福祉手当受給 ② 保護者が児童育成手当(障害手当)受給 ③ 施設入所 ④ 本人所得が限度額を超えると支給停止

厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

件名	令和5年度足立区一般介護予防教室管理運営業務委託事業者評価委員会の評価結果について																	
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課																	
内容	<p>足立区一般介護予防教室管理運営業務委託事業者評価委員会（以下「委員会」という。）により、令和4年度業務実施状況を評価した結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯</p> <p>(1) 令和2年度から、地域包括支援センターの実態把握強化及び高齢者支援の平準化を目的に、地域包括支援センターで実施していた介護予防教室を区が事業者に委託して実施するため、公募型プロポーザル方式（実施期間：令和2～4年度）により、事業者を選定した。</p> <p>(2) 令和2、3年度は、緊急事態宣言に伴い事業が一部中止となっていたが、令和4年度から初めて通年での事業実施ができた。</p> <p>2 主な評価の内容</p> <p>一般介護予防教室管理運営業務 「高齢者体力測定会（※1）」、「みんなで元気アップ教室（※2）」、「元気アップサポーター養成研修（※3）」</p> <p>3 受託事業者</p> <p>セントラルスポーツ株式会社（代表者 後藤 聖治）</p> <p>4 評価委員会日時</p> <p>令和5年7月11日（火）午後2時から午後4時まで</p> <p>5 委員等構成</p> <table border="1" data-bbox="435 1653 1369 2119"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>氏名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">区職員</td> <td>中村 明慶</td> <td>福祉部長</td> </tr> <tr> <td>瀬崎 正人</td> <td>福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課長</td> </tr> <tr> <td>太田 照生</td> <td>福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課長</td> </tr> <tr> <td>小口 信一</td> <td>福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長</td> </tr> <tr> <td>半貫 陽子</td> <td>衛生部 衛生管理課長</td> </tr> <tr> <td>オブザーバー</td> <td>山中 崇</td> <td>学識経験者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	氏名	役職等	区職員	中村 明慶	福祉部長	瀬崎 正人	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課長	太田 照生	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課長	小口 信一	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長	半貫 陽子	衛生部 衛生管理課長	オブザーバー	山中 崇	学識経験者
種別	氏名	役職等																
区職員	中村 明慶	福祉部長																
	瀬崎 正人	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課長																
	太田 照生	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課長																
	小口 信一	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長																
	半貫 陽子	衛生部 衛生管理課長																
オブザーバー	山中 崇	学識経験者																

6 評価方法

(1) 委員会評価

受託事業者から提出された令和4年度事業実施結果報告により
評価委員がヒアリング

(2) 評価基準

足立区一般介護予防教室管理運営業務委託受託事業者評価委員会設置要綱に定める評価基準に基づき採点を行い、全ての評価項目の平均の合計で判断する。

ア 合計が6割以上の場合は委託継続を可

イ 合計が6割未満の場合は委託継続を否

7 評価結果

(1) 総合評価

合計が8割を得たため、契約を更新する。

(2) 業務期間（更新期間）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 履行状況が良好な場合に限り、最長2回まで（令和8年3月31日まで）契約を更新することができる。

8 評価項目、評価結果

項目ごとの配点と委員5名の平均点

評価項目	内容	配点	評価の平均
業務理解度	仕様書内容理解度	10	9.2
技術力・実施体制	技術力の保有、実施体制	10	9
契約業務の遂行能力 （高齢者体力測定会）	参加者の状況把握、改善点の助言	10	7.6
契約業務の遂行能力 （自主グループ立ち上げ教室）	自主グループ立ち上げに向けた適切な指導	20	15.8
契約業務の遂行能力 （活動継続支援研修）	活動継続に向けた適切な指導	10	7.4
契約業務の遂行能力 （Zoom体操教室試行）	円滑な参加に向けた助言・指導	10	6.6
安全管理（事故防止）	十分な事故防止策の徹底	5	4.8
安全管理（感染症対策）	感染症拡大防止への取組み	5	4.8
個人情報保護	個人情報の保護	10	9.4
次年度の提案	課題分析、反映ができているか	10	7.8
総合評価（合計）		100	82.4

9 今後の方針

評価結果を事業者に通知し、今後の業務の改善につなげていくよう指導する。

今後も引き続き、教室運営を通じた高齢者の継続的な介護予防への支援と健康寿命の延伸を目指す。

【用語説明】

※1	高齢者体力測定会	高齢者が自身の健康状態と日頃の介護予防への取り組みを実感できることを目的とした体力測定会。測定内容は、握力や立ち上がり能力のテスト、最大歩幅、歩行速度の計測など、下肢筋力やバランス能力、転倒リスクの判定等に特化。
※2	みんなで元気アップ教室	地域でフレイル予防に取り組む自主グループの立ち上げを目標とした教室。コロナ禍で中止していた、グループワークの再開やグループウォーキングの実施により、地域で介護予防に取り組む自主グループを創出。全10回1クールの連続講座型。
※3	元気アップサポーター養成研修	介護予防に関する知識を深め、グループワークを通じて、フレイル予防の指南役を育成する教室。コロナ禍で活動継続が困難な既存の自主グループの代表者に対して、活動継続に向けたアドバイスを中心とした内容を追加。全8回1クールの連続講座型。

厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

件名	足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会の評価結果について																	
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課																	
内容	<p>足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会（以下「委員会」という。）により、地域包括支援センター新田の受託事業者の運営状況を評価したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯</p> <p>(1) 地域包括支援センターの設置 平成17年の介護保険法改正に基づき、区は25か所を設置した。</p> <p>(2) 契約方法の変更（随意契約から公募型プロポーザル方式へ） 令和4年度地域包括支援センター新田の前受託事業者（社会福祉法人 愛寿会）から、令和4年度末までで契約を終了したいとの申し出があった。これを受けて、令和5年度の受託法人を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施し、受託事業者を選定した。</p> <p>2 主な評価の内容 地域包括支援センターの運営事業</p> <p>3 受託事業者</p> <p>(1) 地域包括支援センター新田 社会福祉法人 白寿会（理事長 川名 美枝子）</p> <p>4 評価委員会日時 令和5年7月7日（金）午前10時から正午まで</p> <p>5 委員等構成</p> <table border="1" data-bbox="435 1527 1369 1966"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>氏名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">委員</td> <td>中村 明慶</td> <td>福祉部長</td> </tr> <tr> <td>瀬崎 正人</td> <td>福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課長</td> </tr> <tr> <td>會田 康之</td> <td>地域のちから推進部 絆づくり担当課長</td> </tr> <tr> <td>太田 照生</td> <td>福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課長</td> </tr> <tr> <td>千ヶ崎 嘉彦</td> <td>福祉部 足立福祉事務所長</td> </tr> <tr> <td>オブザーバー</td> <td>大口 達也</td> <td>学識経験者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	氏名	役職等	委員	中村 明慶	福祉部長	瀬崎 正人	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課長	會田 康之	地域のちから推進部 絆づくり担当課長	太田 照生	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課長	千ヶ崎 嘉彦	福祉部 足立福祉事務所長	オブザーバー	大口 達也	学識経験者
種別	氏名	役職等																
委員	中村 明慶	福祉部長																
	瀬崎 正人	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課長																
	會田 康之	地域のちから推進部 絆づくり担当課長																
	太田 照生	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課長																
	千ヶ崎 嘉彦	福祉部 足立福祉事務所長																
オブザーバー	大口 達也	学識経験者																

6 評価方法

(1) 担当課評価

現地調査（個人情報管理、事務室・相談室の執務環境等）

(2) 委員会評価

地域包括支援センターの運営に基づく評価シートを作成し、提出資料及び事業者に対するヒアリング

(3) 評価基準

足立区地域包括支援センター事業業務受託事業者評価委員会設置要綱に定める評価基準に基づき採点を行い、全ての評価項目の平均の合計で判断する。

ア 合計が8割以上の場合は委託継続を可

イ 合計が6割以上8割未満の場合は条件付きで委託継続を可

ウ 合計が6割未満の場合は委託継続を否

7 評価結果

(1) 総合評価

合計が8割（467点）を得たため、契約を更新する（1回目）。

(2) 業務期間（更新期間）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 履行状況が良好な場合に限り、最長5回まで（令和11年3月31日まで）契約を更新することができる。

8 評価項目

項目ごとの配点と委員5名の平均点

評価項目	内容	配点	評価の平均
運営体制（4/1時点）	職員の配置状況等	20	20
〃（4/1～6/30）	3職種の不在期間	5	5
〃（7/1時点）	職員の配置状況等	20	20
人員の確保	人材確保の取り組み	5	4
後継者の育成	将来を見据えた育成計画	5	4
公益性	公正・中立の事業運営	10	7.6
地域性	地域特性を踏まえた柔軟性	10	8
協働性	関係機関との連携	10	8
個人情報の管理	個人情報の保護	5	5
事務室	執務環境	3	3
相談室	プライバシーの保護	3	3
設置場所	利便性、バリアフリー	3	3
その他	法人独自の地域づくり	3	2.8
総合評価（合計）		102	93.4

9 今後の方針

評価結果を事業者に通知し、今後の業務の改善につなげていくよう指導する。

今後も引き続き、地域包括支援センターの安定した運営と区民サービスの向上を目指す。

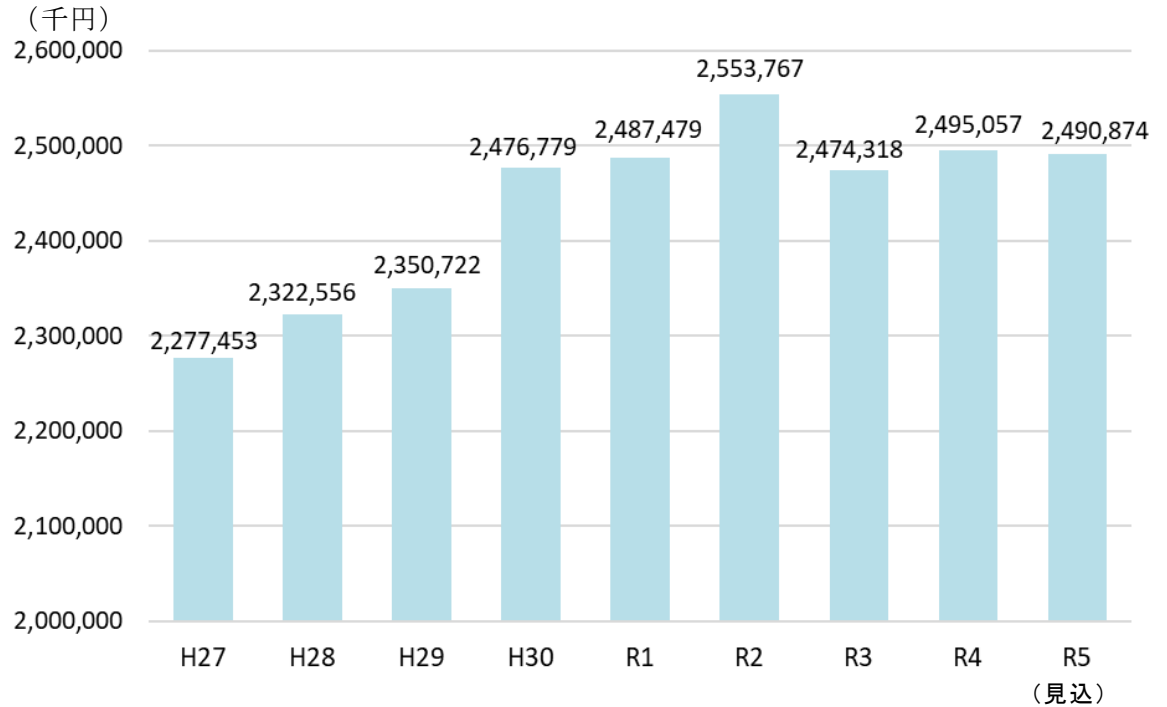
厚生委員会報告資料

令和5年8月18日

件名	足立福祉事務所滞納対策アクションプラン（R3～R5）の取組み報告について
所管部課	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課
内容	<p>生活保護受給者が年金を受給した場合や収入未申告などの場合に発生する生活保護費返還金（※）について、令和3年度に滞納対策アクションプランを策定し、滞納対策の取組みを開始したため、令和4年度の実績について報告する。</p> <p>※ 虚偽の申告等により不正に保護費を受給した場合（強制徴収債権）や年金や手当、給与等の収入を未申告であった場合（非強制徴収債権）に生じる生活保護費の過払い金のこと。</p> <p>1 滞納対策アクションプランのポイント</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 所内統一的な債権管理手順の確立や専門性の向上など適正な処理の推進 イ 債権額（※1）の減少 ウ 収納率の向上 <p>(2) 主な取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 専管職員（国税OB職員）の配置と、区民部特別収納対策課との連携による徴収体制の強化（財産調査及び相続人調査を積極的に実施）【令和3年度から実施（専管職員の配置は令和4年度から）】 イ 回収の見込みがない債権については、適正な手続きにより執行停止（※2）・債権放棄（※3）・不納欠損（※4）を実施【令和3年度から実施】 ウ 適正な欠損処理（国が定める債権管理手順に基づく）により得られる国庫負担金（※5）の増額確保【令和3年度から実施】 </div> <p>※1 生活保護費返還金のうち未回収の金額（収入未済額）のこと。</p> <p>※2 財産調査の結果、回収の見込みがない場合に、国税徴収法第153条に基づき滞納処分の執行を停止すること。停止後3年間は、債務者の財産が増加した場合等を除き、催告を停止する。</p> <p>※3 債務者が死亡や生活困窮等で回収の見込みがない場合に、足立区の債権の管理等に関する条例第14条に基づき徴収に係る権利を放棄すること。</p> <p>※4 回収の見込みがない債権について、その債権額を除去する決算上の処理のこと。</p> <p>※5 適正に債権管理した結果、不納欠損となった場合に国が交付する（区の収入となる）もので、その額は欠損額の3/4とされている。</p>

2 これまでの取組み実績

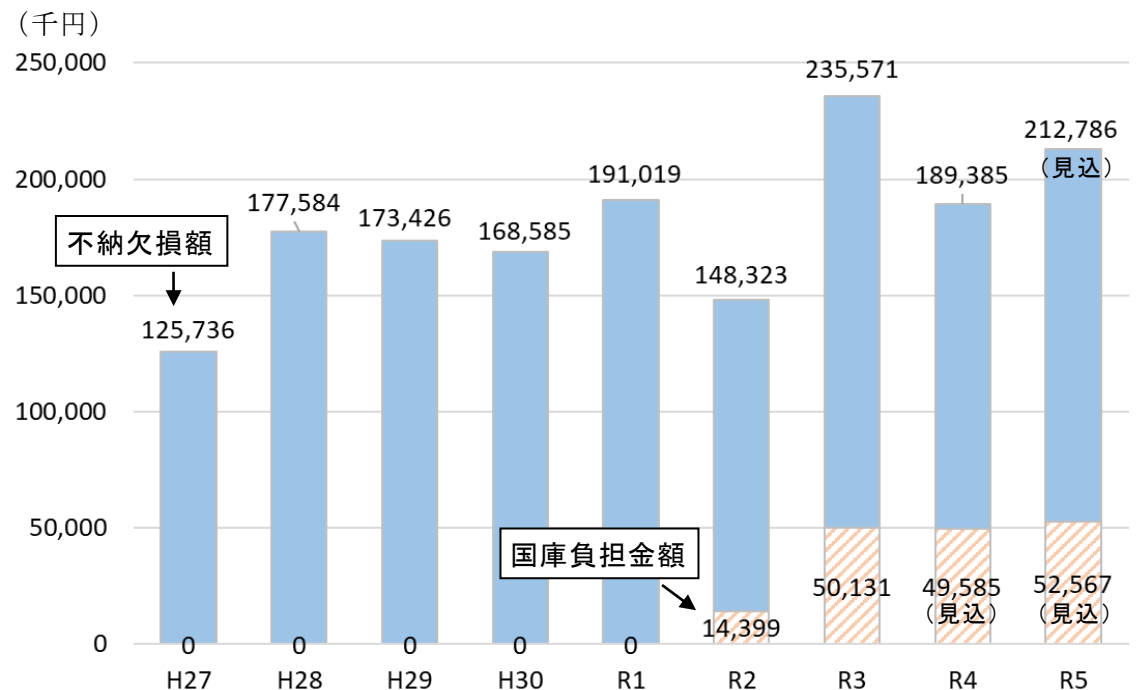
(1) 債権額（累計）の推移



アクションプラン

生活保護費返還金の債権額（累計）は年々増加しており、令和2年度決算実績で累計25億円超となった。令和3年度（取組み初年度）は回収の見込みがない債権の欠損を積極的に行ったため、債権額（累計）は直近10年間で初めて減少に転じ、25億円を下回った。

(2) 不納欠損額に対する国庫負担金額（収入）の推移



アクションプラン

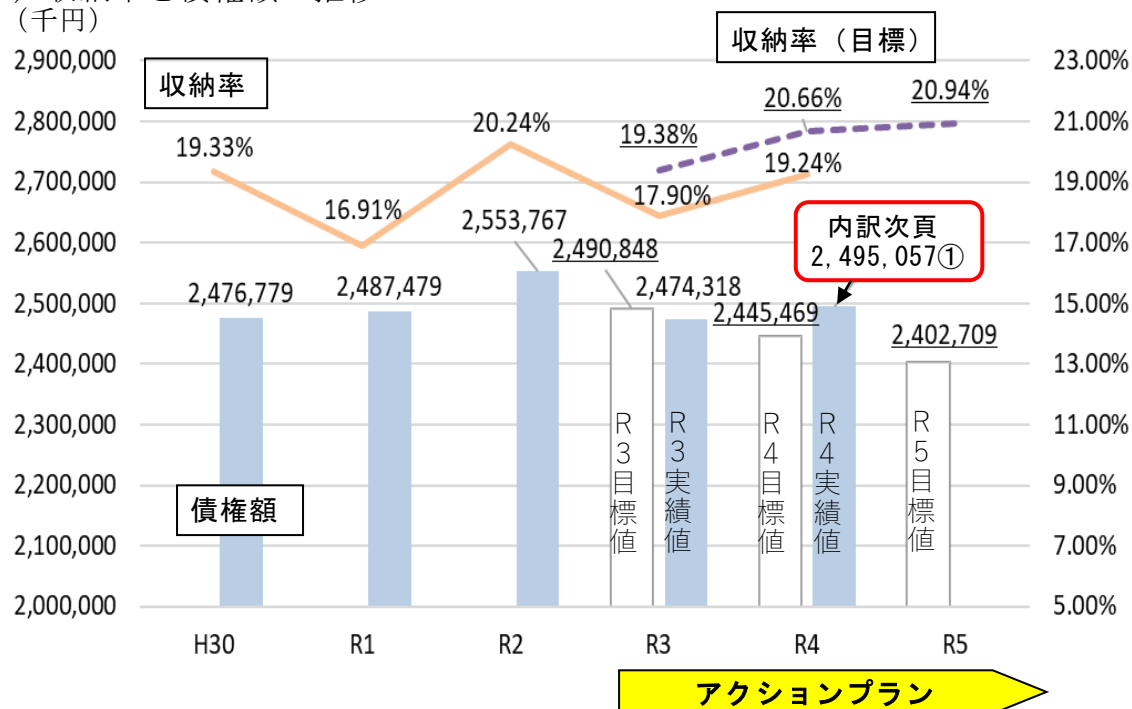
ア 令和3年度からは適正な欠損処理（国が定める債権管理手順に基づく）を行い、それに伴い国庫負担金額（収入）が増加

イ 令和4年度も令和3年度と同程度の国庫負担金額となる見込み

※ 平成27年度～令和元年度は、平成27年度会計検査院検査で足立区が債権管理の不備を指摘された（足立区を含む21都府県の195福祉事務所のうち183福祉事務所が指摘された）ことを受け、過去発生分（平成26年度以前）については国庫負担金の請求は見送り、新規発生分（平成27年度以降）から適正な債権管理を開始し、5年時効により最短で不納欠損となる令和2年度から請求を再開した。

3 令和4年度の取組み結果

(1) 収納率と債権額の推移
(千円)



ア 令和3年度（取組み初年度）に回収の見込みがない債権の欠損を積極的に行ったため、債権額が大きく減少し、令和4年度の収納率が向上した（令和4年度の足立区の収納率は23区内で3位）。

イ 令和4年度の債権額は令和3年度より増加したが、この原因は以下の事情により不納欠損額が減少したため。

(ア) 令和4年度は債務者存命の債権について徴収事務を進めており、回収の見込みがない場合であっても債務者死亡事案と異なり即時消滅できないため。

(イ) 令和4年度は取組み2年目であり、債権放棄すべき事案が減少したため。

(2) 債権額の内訳 (令和5年5月31日現在)

債権区分			件数	債権額	対応方法
A	強制徴収債権	受給者	428 件	338,716 千円	ケースワーカーから納付指導
B	(不正就労、虚偽申告等で発生、差し押さえ可能)	廃止者	787 件	829,818 千円	高額または債務者死亡案件⇒「ア 区民部特別収納対策課との連携」参照
C	非強制徴収債権 (上記以外)	受給者	4,921 件	635,237 千円	ケースワーカーから納付指導
D		廃止者	6,898 件	691,284 千円	「イ 滞納整理専門員による相続人調査実施」参照、 「ウ 少額債権の放棄」参照
債権合計			13,034 件	2,495,057 千円 (①)	

ア 区民部特別収納対策課との連携【継続】

特別収納対策課の専門的な視点から、回収の可否を判断してもらい債権の整理を行った(上表Bのうち、高額または債務者死亡の債権につき年間80件程度を移管)。

上表Bのうち、 高額または債務者死亡の債権		件数	金額
移管債権(※1)		87 件	153,393 千円
	調査完了	61 件 (22 件)	94,946 千円 (50,420 千円)
	完済	2 件 (5 件)	618 千円 (1,669 千円)
	執行停止相当	59 件 (17 件)	94,328 千円 (48,751 千円)
	(執行停止相当のうち) 不納欠損(※2)	25 件 (17 件)	27,505 千円 (48,751 千円)
	調査継続	26 件	58,447 千円

() 内の数字は令和3年度実績

※1 令和3年度調査未了分63件(89,886千円)を含む。

※2 債務者死亡事案は即時消滅(不納欠損)、その他は執行停止後3年または時効により消滅する。令和3年度は債務者死亡事案から優先的に処理したため、不納欠損が高額となった。

イ 滞納整理専門員による相続人調査実施【新規】

令和4年8月から生活保護費滞納整理専門員（国税OB職員2名）が債務者死亡事案の相続人調査を開始した。

上表Dのうち、 債務者死亡の債権		件数	金額
調査着手		176件	103,462千円
	調査完了	20件	42,995千円
	(調査完了のうち) 不納欠損	2件	3,144千円
	調査継続中	156件	60,467千円

※ 相続人調査とは、債務者が死亡している場合に、その相続人の有無を調べるもの。調査の範囲は第三順位まで（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）。相続人が不存在または相続放棄の意思を示している場合には、債権放棄及び不納欠損の処理をする。

ウ 少額債権の放棄【継続】

債権管理条例に基づき5万円未満の少額債権を放棄した。

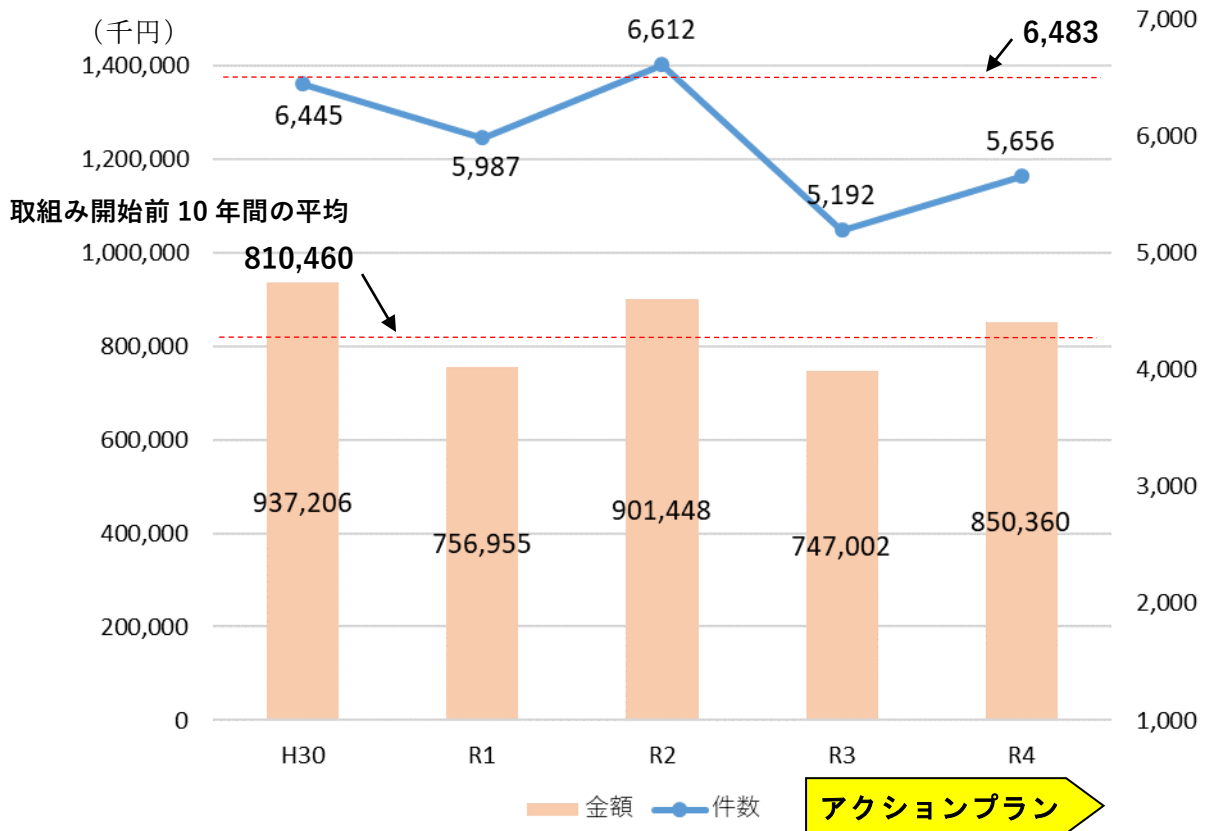
上表Dのうち、 少額の債権		件数	金額
少額債権合計（※1）		3,547件	76,929千円
	債権放棄、不納欠損 （※2）	80件 (329件)	1,587千円 (5,727千円)
	納付指導継続	3,467件	75,342千円

（）内の数字は令和3年度実績

※1 令和4年6月1日現在の合計額

※2 債務者が死亡、失踪、他団体で生活保護受給中の場合にのみ債権放棄した。

(3) 返還金（生活保護費の過払い金／各年度新規決定）発生状況
取組み開始前10年間の平均



債権額や収納率については成果に現れはじめているが、そもそも返還金を発生させない以下の取組みについて、今後さらに注力していく。

ア 保護開始時及び3年ごとの「重要事項の説明・確認書」徴取時などでの収入申告義務や返還金の取扱いについて説明手順や資料を共通化し、受給者への制度の理解促進に努める。

イ 課税調査により未申告の収入が発覚した際の調査から返還決定までの手順を見直し共通化することで、返還金の増加を抑制する。

ウ 受給者がタイムリーに収入申告できるよう休日・夜間でも申告可能な収入申告の電子化を進める。

4 令和5年度の取組み、今後の課題

令和4年度の取組みに加え、新たに以下の取組みによりさらなる債権管理の強化を図る。

(1) 預貯金等調査の電子化を検討

令和4年度から納税課が導入した金融機関への預貯金調査の電子化システム (pipitLINQ) について、費用対効果を踏まえ福祉事務所への導入を検討する。

(2) 納付方法の多様化を検討

納付方法の選択肢を増やし、利便性向上による収納額増加を図るため、コンビニ納付などの費用対効果を検証し、積極的に導入を検討する。

(3) 返還金を発生させない取組み

収入申告など必要な手続きの漏れによる返還金発生を防ぐため、「受給者のしおり」の見直しや申告の電子化など、受給者へのわかりやすい表現と丁寧な説明を徹底する。

(4) 第二次滞納対策アクションプラン（令和6年度以降）の策定検討

第一次滞納対策アクションプランに基づく取組み結果を検証し、課題解決に向けた取組みを推進するため、第二次滞納対策アクションプランの策定を検討する。